

第二種特定鳥獣管理計画
ーツキノワグマー
第1期

令和7年度事業実施計画

京都府農村振興課

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	管理すべき区域	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 地域個体群の区分	1
4	現況	1
	(1) 人身被害	1
	(2) 出沒	3
	(3) 生息環境（ブナ科種子の豊凶調査結果）	4
	(4) 農林業被害	6
	(5) 捕獲	8
	(6) 個体数推定	10
	(7) 被害調査等	11
	(8) 生息地の保護及び整備等	11
5	管理の目標	11
6	被害防除対策に関する事項	12
	(1) 出沒、精神的及び生活被害対策	12
	(2) 農林業被害対策	12
7	捕獲及び数の調整に関する事項	12
	(1) 捕殺上限数	12
	(2) 錯誤捕獲	13
	(3) 狩猟	13
	(4) その他公益上の必要があると認められる目的による捕獲	14
	(5) 捕獲個体の処分について	14
8	生息地の保護及び整備に関する事項	14
9	その他保護管理のために必要な事項	14
	(1) 近隣府県との連携	14
	(2) モニタリング	14
	(3) 普及啓発（被害対策指導）	15
	(4) 府職員による捕獲個体計測及び試料採取	15

【別添 1】 ツキノワグマ出没対応マニュアル

【別添 2】 クマ剥ぎ被害対応マニュアル

【別添 3】 ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）対応マニュアル

【別添 4】 ツキノワグマに対する捕獲許可（その他公益上必要）の取り扱いについて

1 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

(1) 対象地域

京都府全域

(2) 地域個体群の区分

ア 丹後個体群（由良川より西側）

〈関係市町4市2町〉福知山市（由良川以西・以南）、宮津市、舞鶴市（由良川以西）、京丹後市、与謝野町、伊根町

イ 丹波個体群（由良川より東側）

〈関係市町6市1町〉京都市、亀岡市、南丹市、綾部市、福知山市（由良川以東・以北）、舞鶴市（由良川以東）、京丹波町

なお、ツキノワグマの個体数増加に伴う分布域の変化に注意するため、遺伝子構造解析及び近隣県の情報収集を進め、次期計画改定の際の基礎資料を蓄積する。

4 現況

(1) 人身被害

令和5年度の1件（1名）に引き続き、令和6年度にも1件（1名）の人身被害が発生した。顔などを負傷したが、命に別状はなかった。（図1）

毎年、春・秋に各広域振興局や市町村を通じて出没注意喚起をしているが、令和6年度は1件目の人身被害発生を受けて令和6年9月9日に出没注意情報の広報を行った。結果として、出没件数は昨年度の2倍以上であったが、人身被害発生件数増加を招かなかった。全国的には、令和3年度、4年度と同程度であった。（図2）

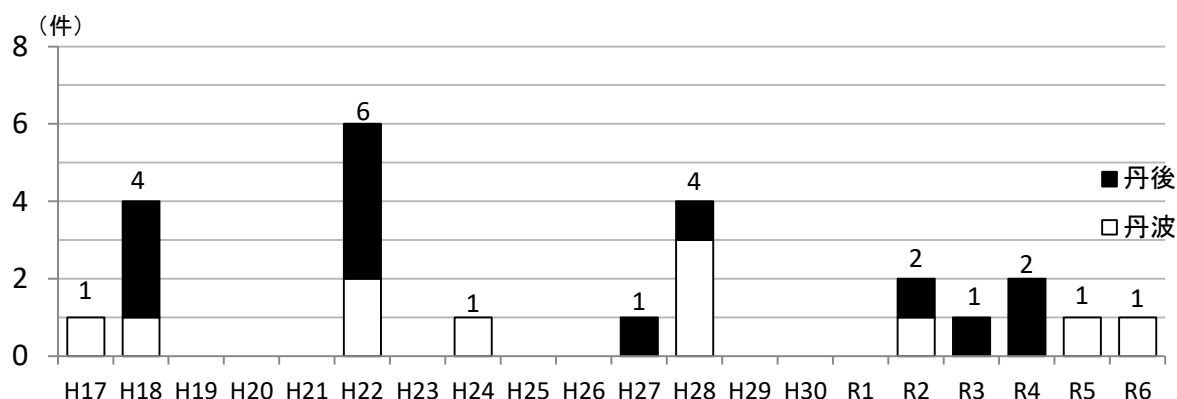


図1 人身被害件数の推移

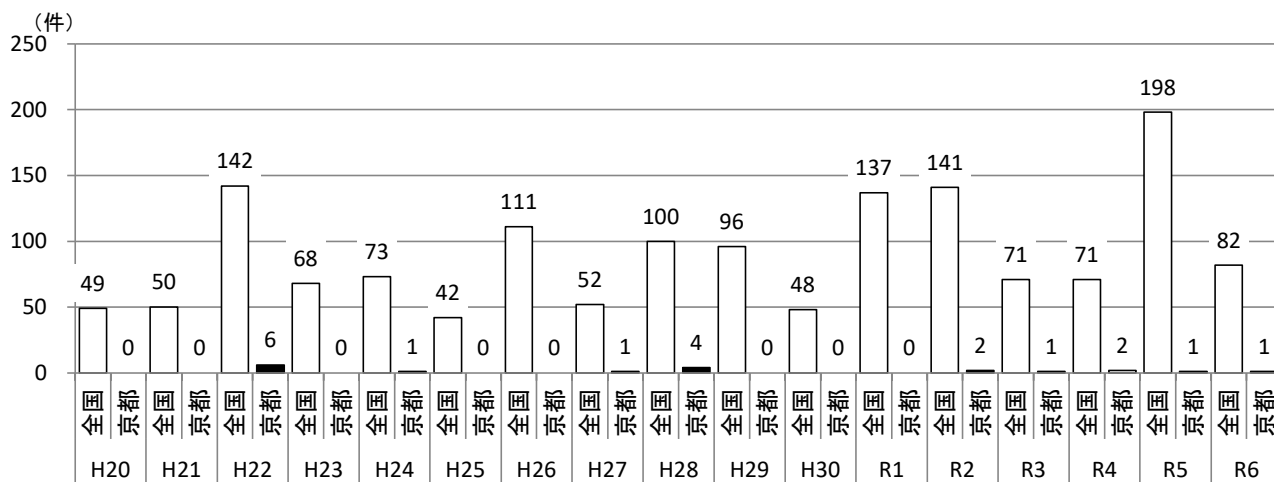


図2 全国の人身被害件数の推移（環境省：R7.2月末時点）

～ ツキノワグマの出没等に係る注意情報 ～

全国ではクマの目撃件数の増加に伴い人身被害も発生しています。
 京都府においては、ツキノワグマの生息地における昨年度のブナ科種子（どんぐり）の
 結実状況は凶作（今年度の結実状況は調査中）であり、人家や農地等の集落周辺での出没
 情報が多く寄せられるなか、令和5年8月11日に京都市で人身被害が発生いたしました。
 今後、秋になると冬眠期に向けてクマはエサを多く採取する時期でもあり、行動も活発
 になると考えられます。特に、早朝や夕方以降は、人身被害が多い傾向がありますので、
 クマを引き寄せないため、遭遇しないためにも以下にご注意いただきますようお願いいた
 します。

■ 家の近くにクマを引き寄せないために

- ・ 人家近くの柿などの果樹は、早めに収穫を
- ・ 家の周りに残飯をすてないで
- ・ やぶや草の茂みに隠れられないよう集落周辺、通学路沿いの草むらの刈り払いを
- ・ キャンプ地などでは、ゴミや残飯の管理を徹底

■ クマと遭遇しないために

- ・ 児童、生徒の通学にあたっては、集団登下校を行うなど、十分な安全措置を
- ・ クマが活発に行動する朝夕の時間帯は特に注意
- ・ 霧や風の日（クマの感覚能力が発揮できない）、川の近くでは特に注意する
- ・ 突然クマと遭遇しないよう自分の存在を知らせる（鈴やラジオを鳴らしながら）
- ・ 入山しようとする地域でクマの出没情報がないか確認を
 （出没情報マップ <https://www.pref.kyoto.jp/chouju/kumanitsuite.html>）
- ・ 枝折りや爪痕、糞などのクマの痕跡のあるところには近づかない
- ・ どんぐりなど餌が残っている場所も再び食べにくる可能性が高いので近づかない
- ・ 子グマを見たら絶対に近づかない
- ・ 林道などで自動車から降りる際にはクラクションを数回鳴らしてから降りる

■ 会ったときあわてない興奮させないために

- ・ あわてない、騒がない
- ・ クマの威嚇行動（前進後退の繰り返し）には注意する
- ・ そっと下がる
- ・ 走って逃げない（背中を見せて逃げるのは危険です）

京都府農林水産部農村振興課
 電話 075-414-5022

〔参考資料〕 出没注意喚起広報資料

(2) 出沒

クマの出沒情報（目撃・痕跡・捕獲）については、令和6年度丹波個体群 819 件、丹後個体群 1,090 件の出沒情報が寄せられ、令和5年度と比較して約 220 %増加した（図3）。これは後で述べるように、平成21年度にブナ科種子の豊凶調査を開始以降、令和6年度は豊凶レベルが最も低くなっており、大量出沒年であったと考えられる。

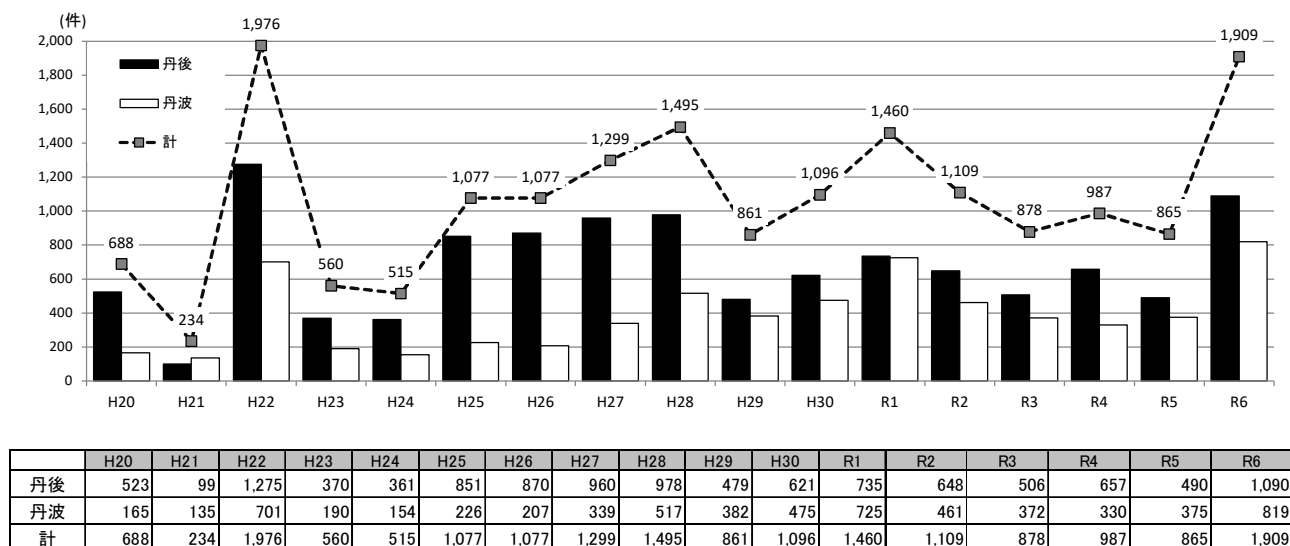


図3 個体群別出沒件数の推移

また、月別の出沒件数をみると、令和6年度では丹後個体群は春、丹波個体群は春に加え、秋の出沒が多かった。11～2月は、丹後個体群、丹波個体群とも例年並みの出沒であった（図4、5）

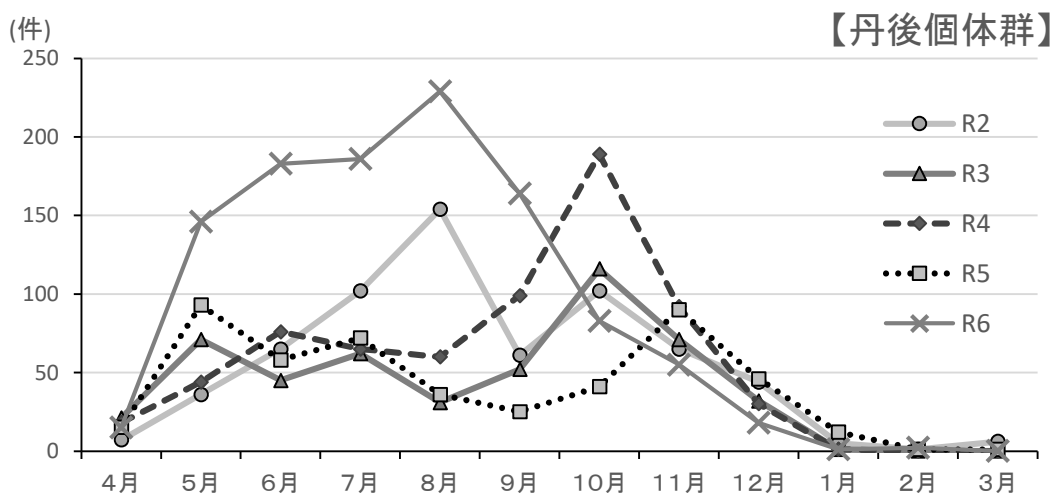


図4 直近5カ年の月別出沒件数比較（丹後個体群）

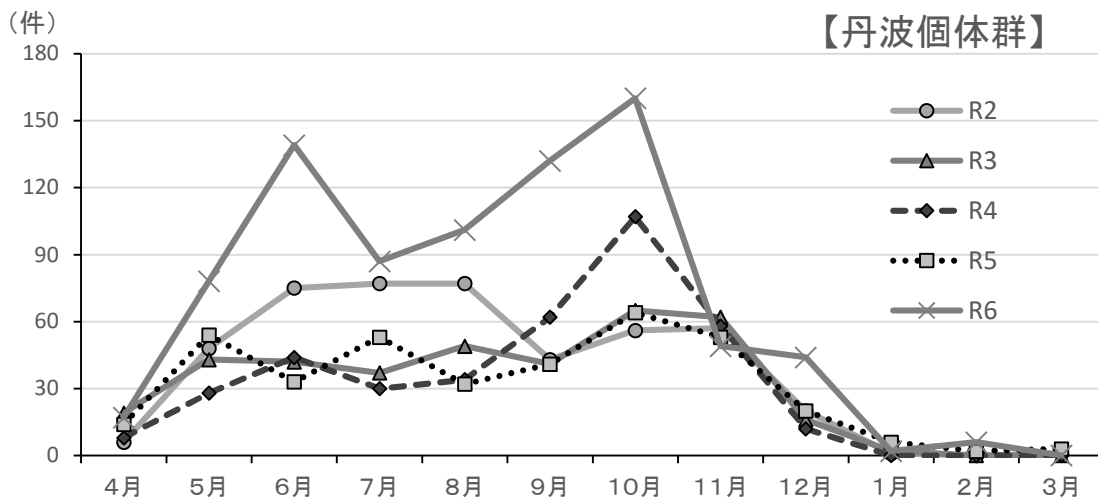


図5 直近5カ年の月別出没件数比較（丹波個体群）

なお、令和6年度はブナ科種子の豊凶レベルが、過去最も低い凶作（次の「(3) 生息環境」参照）となり、大量出没したと推測される。（図6）

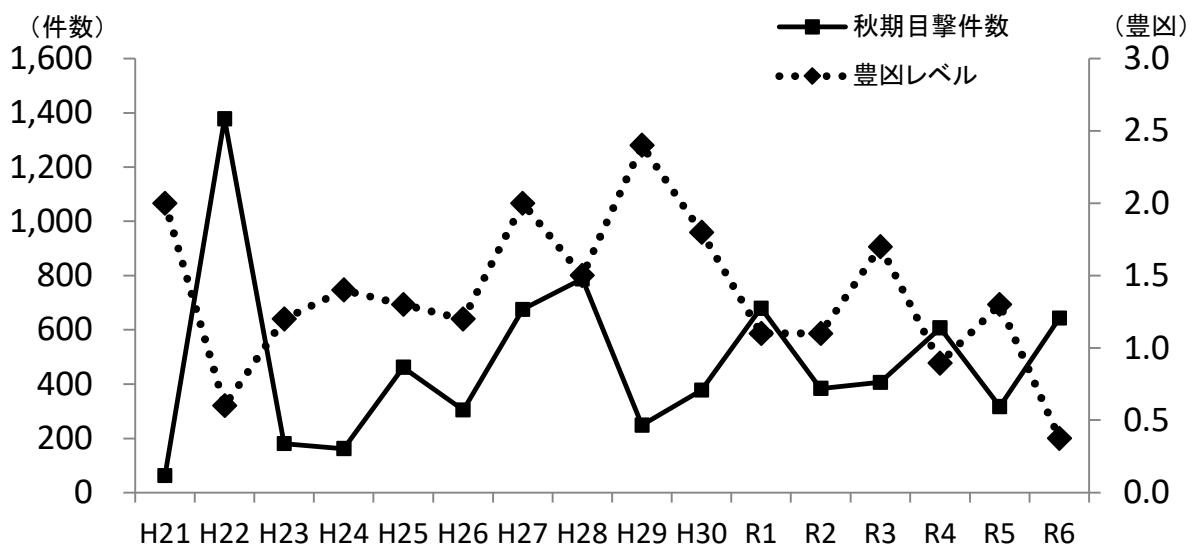


図6 ブナ科種子の豊凶レベルと秋期目撃件数（9～11月）の推移

(3) 生息環境（ブナ科種子の豊凶調査結果）

令和6年度はブナ科全体としては、去年の凶作に近い並作とは異なり、凶作となった。

いずれの樹種も「昨年とは異なり、凶作」であった。

表1 ブナ科種子の豊凶調査結果（平成21年度～令和6年度）

ブナ科種子の豊凶経過（京都府）

ミズナラ：R6実施内訳[丹波7箇所・丹後4箇所]

調査地	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	地 域
京都市右京区京北大野町正木	並	並	凶	凶	凶	並	凶	並	凶	並	豊	凶	凶	凶	並	凶	凶	丹波
京都市左京区広河原杵子屋町	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	並	並	凶	並	並	並	凶	凶	丹波
京都市右京区京北下中鴨瀬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	並	並	並	並	凶	丹波
南丹市美山町盛郷	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	-	-	-	-	-	-	丹波
南丹市美山町五波谷	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	並	-	凶	凶	凶	凶	凶	凶	丹波
南丹市美山町大野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	凶	凶	凶	凶	凶	丹波
南丹市美山町佐々里	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	並	並	凶	凶	並	凶	並	凶	丹波
綾部市故屋岡町	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	並	並	凶	凶	凶	並	-	凶	丹波
綾部市睦寄町鳥垣	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	並	-	-	-	-	-	-	-	丹波
福知山市大江町仏性寺・北原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	並	並	凶	並	凶	丹後
与謝野町与謝	並	豊	凶	並	並	並	並	豊	並	豊	並	並	並	豊	凶	豊	凶	丹後
伊根町太鼓山	並	並	凶	凶	並	並	並	並	並	並	並	凶	凶	並	並	凶	凶	丹後
京丹後市久美浜町長野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹後
平均評点	0.7	2.0	0.6	0.8	1.4	1.2	1.4	2.5	1.2	2.6	2.4	0.8	1.5	1.6	1.7	1.7	0.7	

コナラ：R6実施内訳[丹波14箇所・丹後10箇所]

調査地	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	地 域
京都市右京区京北上弓削町西丁子谷	豊	並	凶	並	並	並	並	並	並	並	並	並	凶	並	並	並	凶	丹波
京都市右京区京北上弓削町原山	並	並	凶	凶	並	並	並	並	並	並	並	並	凶	並	凶	並	凶	丹波
京都市右京区京北上弓削西米谷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	凶	凶	並	凶	凶	丹波
南丹市日吉町四ツ谷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	丹波
南丹市美山町原	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	並	凶	並	凶	凶	凶	並	凶	丹波
南丹市美山町板橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	並	凶	並	凶	凶	凶	丹波
南丹市美山町檜原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	並	並	凶	並	凶	丹波
南丹市美山町佐々里	凶	並	凶	凶	並	並	凶	並	凶	並	並	並	凶	並	並	並	凶	丹波
舞鶴市西方寺平	凶	並	凶	並	並	凶	並	凶	並	並	並	凶	凶	並	並	凶	凶	丹後
舞鶴市観音寺	(並)	並	凶	凶	凶	凶	凶	凶	並	並	並	凶	凶	凶	並	凶	凶	丹波
舞鶴市田井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	並	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹波
舞鶴市多祿寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	豊	並	凶	凶	並	並	並	凶	丹波
舞鶴市行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	並	凶	並	並	-	凶	丹波
綾部市睦寄町鳥垣	凶	豊	凶	凶	並	凶	凶	凶	凶	並	-	-	-	-	-	並	凶	丹波
綾部市睦寄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	並	並	並	凶	並	凶	丹波
綾部市光野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	並	凶	並	凶	並	凶	丹波
福知山市大江町仏性寺・北原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	並	凶	並	凶	並	凶	丹後
福知山市雲原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	並	凶	凶	並	凶	凶	丹後
宮津市小田	-	-	-	-	-	並	並	並	凶	豊	凶	並	凶	並	並	並	凶	丹後
京丹後市峰山町鯉留	(凶)	並	凶	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	凶	丹後
京丹後市大宮町森本	並	並	凶	凶	並	並	凶	並	並	並	並	凶	凶	凶	並	並	凶	丹後
京丹後市弥栄町野中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	凶	凶	凶	並	並	凶	丹後
京丹後市久美浜町長野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	凶	並	凶	並	凶	丹後
京丹後市久美浜町布袋野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	凶	並	凶	並	凶	丹後
京丹後市久美浜町三原峠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	並	凶	凶	並	並	並	凶	丹後
平均評点	1.7	2.1	0.8	1	1.7	1.4	1.4	1.8	1.7	2.5	1.7	1.4	1.1	1.7	1.5	1.7	0.5	

()はシードトラップ法による判定であり、平均評点計算には含まれない。

ブナ：R6実施内訳[丹波2箇所・丹後1箇所]

調査地	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	地 域
南丹市美山町佐々里	凶	並	凶	並	凶	凶	凶	並	凶	並	凶	凶	凶	豊	凶	凶	凶	丹波
綾部市故屋岡町	凶	並	凶	並	凶	並	凶	並	凶	並	凶	凶	凶	並	凶	-	凶	丹波
福知山市大江町仏性寺・北原	凶	豊	凶	並	凶	並	凶	並	凶	豊	凶	-	-	-	-	凶	-	丹後
京丹後市大宮町五十河	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	凶	凶	豊	凶	凶	凶	丹後
平均評点	※	3.0	0.0	2.4	0.5	1.9	0.0	2.7	0.5	2.9	0.4	0.1	0.1	4.1	0.2	0.7	0.3	

イスブナ：R6実施内訳[丹波1箇所]

調査地	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	地 域
京都市左京区雲ヶ畑	凶	凶	凶	豊	凶	凶	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丹波
京都市左京区花瀬原地町	-	-	-	-	-	-	凶	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丹波
京都市左京区花脊大布施町	-	-	-	-	-	-	-	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	丹波
平均評点	※	0.7	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.4	0.0	0.0	0.1	0.2	1.2	0.0	

※「-」は未実施を示す。

全体平均指数(ブナ：イスブナ：ミズナラ：コナラ＝1：1：2：4となるよう加重平均)

	1.58	0.55	0.88	1.20	1.00	1.05	1.53	1.17	1.90	1.45	0.90	0.93	1.26	1.17	1.29	0.43
--	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

〔豊凶判定準〕	
レベル 5	樹冠全体に堅果がたくさんついている。
レベル 4	樹冠全体に堅果がついており、たくさんついている部分がある。
レベル 3	樹冠全体についているが、たくさんついている部分はない。
レベル 2	一部の枝にしか堅果がついていないが、その数は多い。
レベル 1	一部の枝にしか堅果がついておらず、その数は少ない。
レベル 0	堅果がついていない。
〔調査林分の判定基準（調査木の平均値で判定）〕	
レベル	判定
5 ～ 3.5	豊作
3.5 ～ 1.5	並作
1.5 ～ 0	凶作

(4) 農林業被害

農業被害は、主に果樹・野菜で発生している。近年は両個体群合わせて 1 ha 前後までに抑えられおり、R5 はさらに 0.2ha まで減少したものの、令和 6 年度は 3.1ha まで増加した。特に丹後個体群による被害がクリなどの果樹被害の拡大により 20 倍以上増加し、ブナ科種子が 14 年ぶりの凶作であった影響を強く受けたと考えられる。

また、クマ剥ぎによる林業被害は、ほとんど丹波個体群で発生しており、近年は 2～10ha 前後で推移しているが、山林に入る林業者が減っていることから、被害の把握が困難になっている可能性がある。

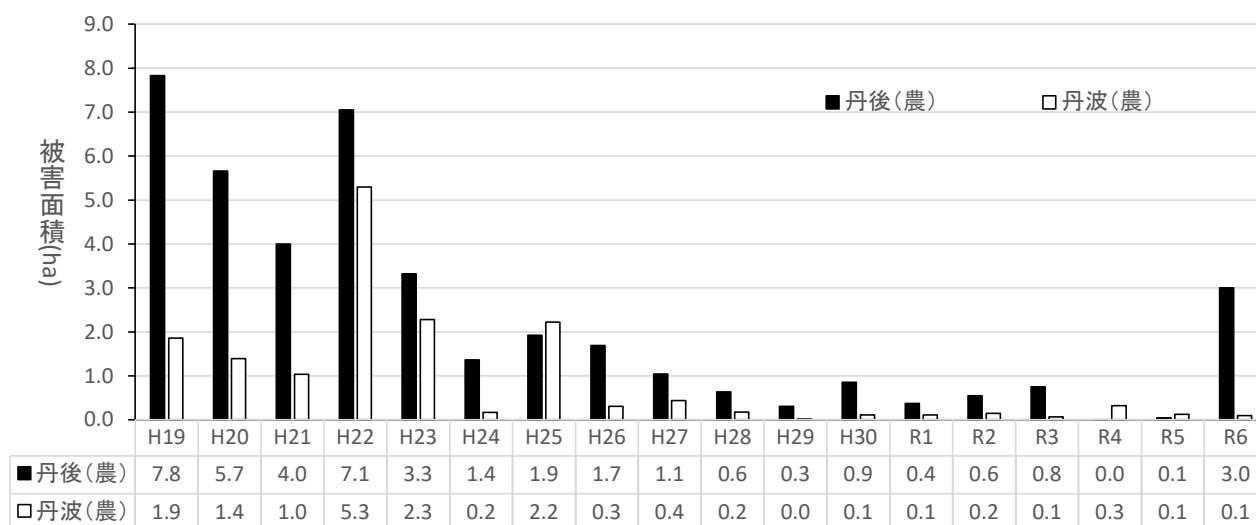


図 7 - 1 個体群別農業被害の推移

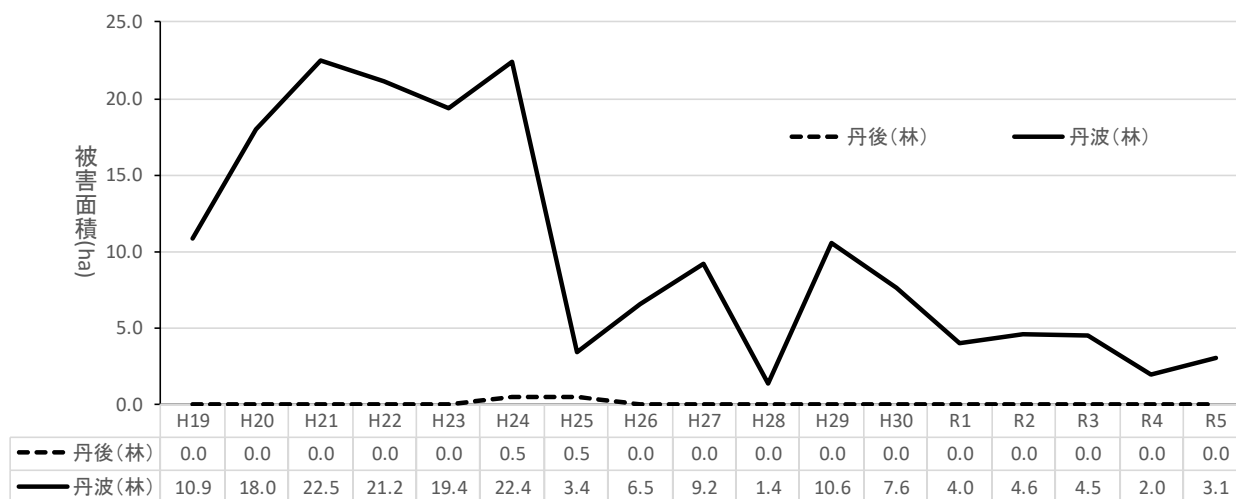


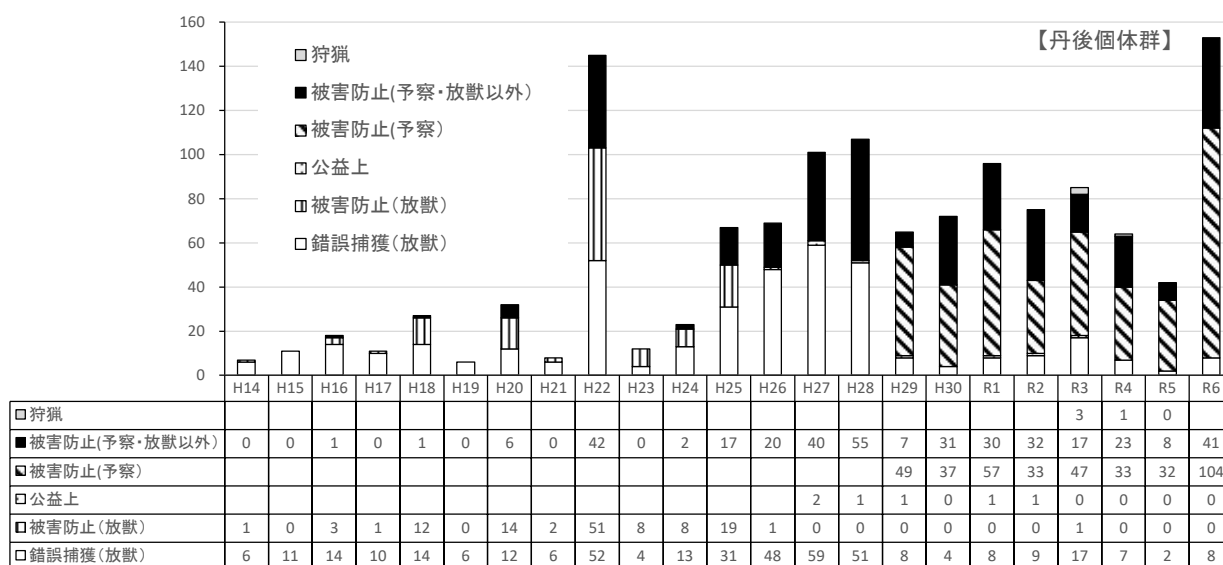
図 7 - 2 個体群別林業被害の推移

(5) 捕獲

令和 6 年度の被害防止捕獲による捕獲数及び錯誤捕獲数は、大量出沒を受け、丹後個体群ではそれぞれ 145 頭、8 頭となった。

丹波個体群では、被害防止捕獲及び錯誤捕獲はそれぞれ 135 頭、3 頭となり、出沒数が増加したことを受け、全体の捕獲数は昨年度よりも増加した。

また、令和 6 年度は、狩猟によって 12、1 月に 4 頭（全て丹波個体群）が捕獲された。



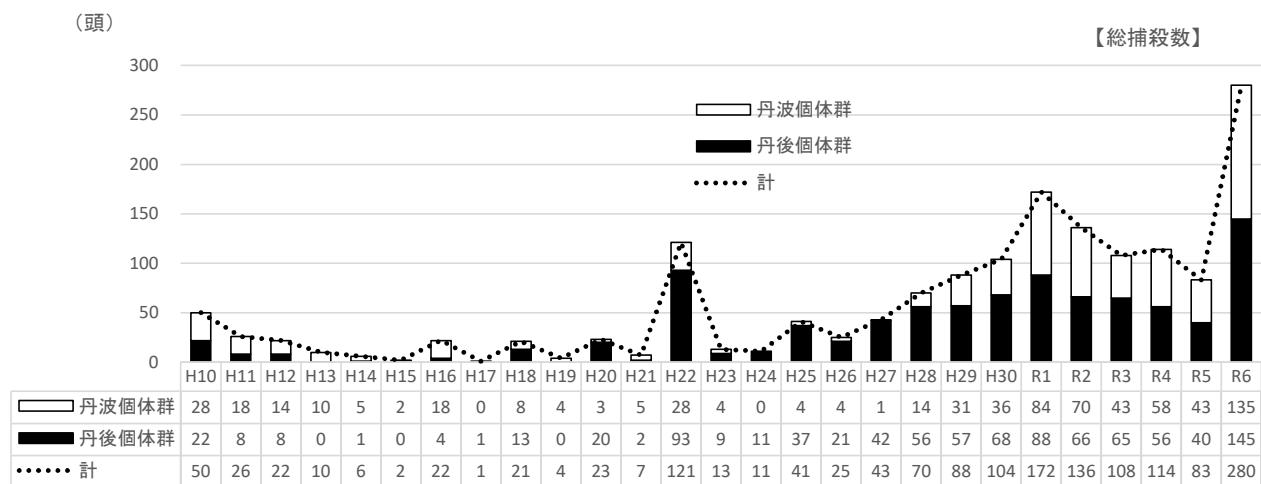
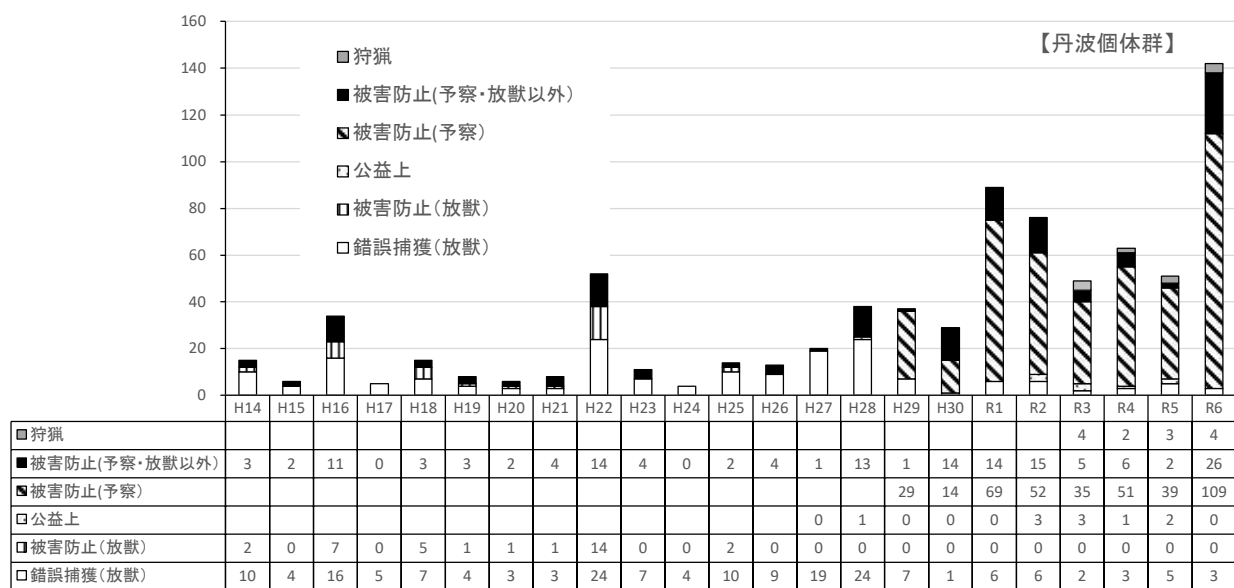


図 8 個体群別の被害防止捕獲数の推移

予察捕獲は、丹後个体群では農地周辺での捕獲数が多く、丹波个体群では人家周辺での捕獲が多かった。

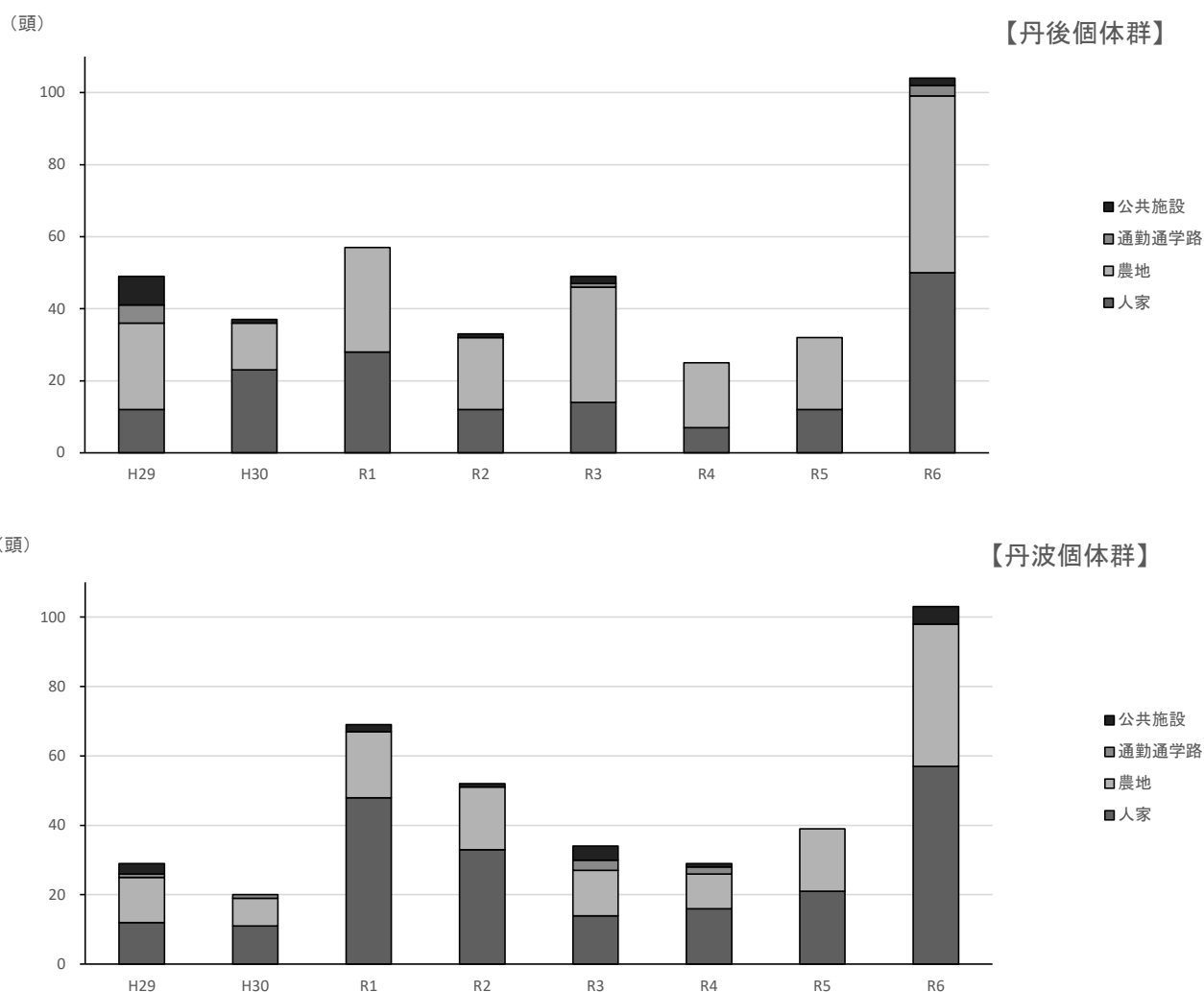


図9 个体群別の予察捕獲に占める実施区域内訳

また、个体群別に錯誤捕獲で捕獲された捕獲方法のわな種別を「箱わな」又は「くくりわな」に分類し集計したところ、丹後个体群、丹波个体群ともにくくりわなによる捕獲の割合が増加した。

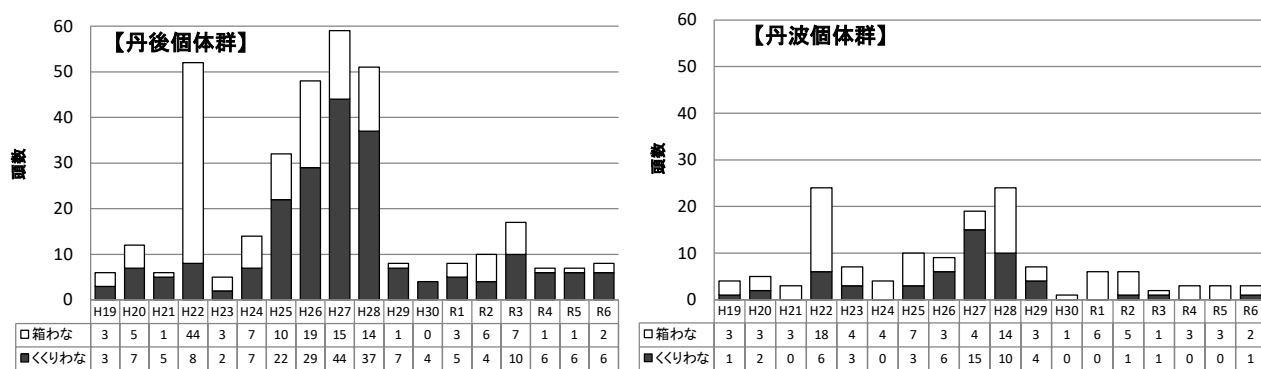


図10 个体群別、わなの種類別の錯誤捕獲数の推移

(6) 個体数推定

ア 丹後個体群

令和6年度については旧推定法による推定を行っていないが、令和5年度までの数値を比較すると出没状況や過去の経過と大きく異なる結果であり、新推定法の信頼性がまだ保証されていないことから、令和5年度の旧推定法による数値を採用した。なお、令和2年度以降は新旧推定方法とも推定値は減少傾向にある。

表2-1 推定生息数

令和5年度末推定値	735 頭 〔255～2,109 頭(90%信用区間)〕
計画上の推定数	約 740 頭

表2-2 推定生息数の推移

年度		H14	H23	H28	R2	R5	R6
生息数 (頭)	旧推定法	120	300	720	990	740	—
	新推定法	—	—	—	1,530	440	420

イ 丹波個体群

令和6年度に環境省が行ったクマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務において、丹波個体群の生息数が推定された。本推定値は、階層ベイズ法により推定されているが、この数値は年数やサンプルサイズが大きいほど信頼性は高まると考えられることから、令和6年度の推定値は環境省の数値を採用した。（引用：令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務報告書（令和7年3月））

なお、個体数は減少傾向にあるものの、北近畿東部地域（福井県（嶺南）、滋賀県（湖西）、京都府（丹波））全体では、1,166 頭と推定されている。

表3-1

令和6年度末推定値	593 頭 〔486～711 頭(95%信用区間)〕
計画上の推定数	約 595 頭

表3-2 推定生息数の推移

年度		H14	H23	H28	R2	R5	R6
生息数 (頭)	京都府	180	200	220	650	350	—
	環境省	—	657	829	735	685	593

（参考）推定された北近畿東部地域個体群全体の個体数

年度	H23	H28	R2	R5	R6
生息数（頭）	1,167	1,449	1,277	1,275	1,166

(7) 被害調査等

被害調査（被害状況調査・目撃情報収集）や、地域ぐるみの防除対策強化のため研修会や現地指導等を実施した。

表4 京都府農林水産部野生鳥獣対策チーム実施状況

(R 6 実績からクマ対策を抜粋)

公所名	実施内容	回数
中丹広域振興局	クマ啓発パンフレット	1 回
丹後広域振興局	クマ対策研修会	1 回

このほか、被害調査を被害防止捕獲許可毎に市町村と協力して実施。(R6 被害防止捕獲許可件数：175 件)

(8) 生息地の保護及び整備等

森林整備事業等により、樹皮剥ぎ被害防止対策等を実施し、令和 4 年度は 108ha を整備した。

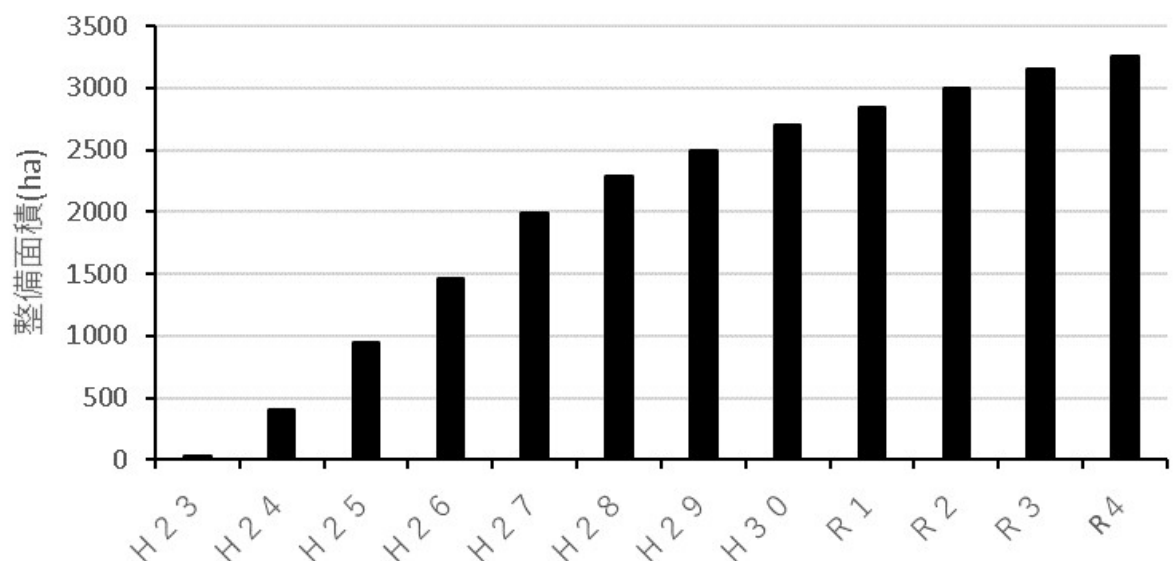


図 11 鳥獣被害防止施設整備の累計面積の推移

※樹皮剥ぎ防止テープ等、防護柵、食害防止チューブの施行地面積合計

5 管理の目標

人身被害の未然防止及び地域住民の精神的不安と生活被害の軽減を優先するとともに、農林業被害の軽減を図りつつ、個体群の安定的維持を図る。また、精神的不安が増大していることを考慮し、目撃情報等に関する注意喚起、不要果樹の除去等の対策とともに、迅速、適正な許可捕獲を行う。

なお、本計画ではクマが出没した際の対応や被害防除、捕獲対応（被害防止捕獲、予察捕獲）について、以下の対応マニュアルに基づき対応する。

① ツキノワグマ出没対応マニュアル（別添 1）

クマが人家周辺等、人の生活圏に出没した場合や、狩猟行為等による錯誤捕獲の場合などの対応方針を定める。

② クマ剥ぎ被害対応マニュアル（別添 2）

クマ剥ぎはクマの生息地の中心である森林で発生する被害であり、他の農林業被害とは異なった対応が必要であるため、クマ剥ぎ被害に対する対応方針を定める。

③ ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）対応マニュアル（別添３）

果樹園や養蜂場への被害は、地域の産業として与える影響が大きいため、その被害に対する対応方針を定める。

6 被害防除対策に関する事項

(1) 出沒、精神的及び生活被害

クマの出沒情報（目撃・痕跡・捕獲）については、府民からの目撃等情報を市町村、警察等関係機関の協力を得て広く収集し、データベース化するとともに、その情報を府ホームページで発信し人身被害の未然防止を図る。

また集落への出沒対応として、クマの主な誘因物であるカキ等果樹を集落内に放置しないよう防除対策に努めることとし、捕獲についてはツキノワグマ出沒対応マニュアルに基づき適正に実施する。

(2) 農林業被害

農業被害は、被害防除対策により低水準で推移していたものの、令和６年度は急増、依然として一部の果樹園などでの被害が多く発生しており、ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）対応マニュアルにより適切に対策を実施する。また、クマ剥ぎ被害が依然として林業にとっては大きな脅威となっており、クマ剥ぎ対応マニュアルにより適切に対策を実施する。

なお、クマ剥ぎ被害への対応ではテープ巻き防除等の推進、農地・果樹園への出沒対応は廃果の適切な処理、果樹園や養蜂場周辺への電気柵の設置等を推進する。

7 捕獲及び数の調整に関する事項

(1) 捕殺上限数

両個体群とも実施に当たっては本計画の各対応マニュアルに基づき、個体群毎に定めた捕殺上限数の範囲内で防除対策とあわせて被害防止捕獲を実施する（表５）。人身被害及び生活環境被害のおそれがある場合は、ツキノワグマ出沒対応マニュアルに基づき予察捕獲による捕獲許可申請を行い、銃による捕獲を可能とする。

ア 丹後個体群

環境省のガイドラインに基づく個体数水準４の基準となる 800 頭以下であるものの、近年、多くの個体を捕獲しているが、目撃情報件数は減少しておらず、令和２～４年度には毎年人身事故も発生しており、昨今の全国的なクマ被害の増加に伴い、地域住民の不安も増大しているため、被害の未然防止の観点から、引き続き捕殺上限割合を 15%とする。ただし、新しい推定個体数はかなり小さく、かつ減少傾向が示されているため、今後も慎重に検討する。

表 5－1 丹後個体群に係る令和 7 年度捕殺上限数

推定生息数(頭) R5.12 月末現在	捕殺上限割合	捕殺上限数(頭)			
		R6	R7	R8	3箇年計
740	15%	111 (145)	111 (94)	111 (94)	333 (333)

※括弧は実績又は実績を考慮した上限

イ 丹波個体群

北近畿東部個体群全体としては、環境省のガイドラインに基づく個体数水準 4 の基準となる 800 頭を超えており、目撃件数も減少しておらず、令和 5、6 年度と連続して人身事故も発生しており、住民の不安は収まっていないので、被害の未然防止の観点から、引き続き捕殺上限割合は 15%とするが、個体数推定では個体数が減少傾向にあることが示されており、今後も慎重に検討することとする。

表 5－2 丹波個体群に係る令和 7 年度クマ捕殺上限数

推定生息数 (頭) R6.12 月末現在	捕殺上限 割合	捕殺上限数(頭)			
		R6	R7	R8	3箇年計
595	15%	53 (135)	89 (48)	89 (48)	231 (231)

※括弧は実績又は実績を考慮した上限

(2) 錯誤捕獲

クマの錯誤捕獲防止の普及啓発を実施するとともに、錯誤捕獲防止チラシを配布し、わな管理の徹底を啓発する。

また、目撃や痕跡があった周辺では、わなの稼働の一時停止や、場所の移動をするなど状況判断し事案毎に適切な対応を検討するよう指導する。なお、放獣作業は、麻酔処置が伴う危険な作業のため専門の業者に委託して実施する。

(3) 狩猟

狩猟については、狩猟を含めた捕殺数が捕殺上限数を超える恐れがあるとき (※) は、狩猟期前に狩猟関係団体等と協議を行うとともに、狩猟者に対してはチラシやホームページ等を活用した情報提供を行う。

表 6 狩猟制限の考え方

個体群	固定数値	過去捕獲実績(10 年間平均)			狩猟期前までの 捕獲上限数 A-B(頭)
	令和 7 年度頭 捕殺上限数 A(頭)	許可捕獲 (頭)	狩猟捕獲 (頭)	計 B(頭)	
丹後	94	14	1	15	79
丹波	48	8	7	15	33

(※) 狩猟期前の時点において、許可捕獲数が捕獲上限数を超えたとき。

狩猟期前までの捕獲上限数

＝A【捕殺上限数】－B【直近10カ年の11月～3月の許可捕獲数及び狩猟捕獲数（狩猟禁止前の平成14年度以前を含む）の実績（平均値）】

参考：過去捕獲実績

丹後個体群：

- ・直近10カ年における11月以降の許可捕獲数平均14頭
- ・狩猟禁止前10カ年における狩猟捕獲数平均1頭

計15頭

丹波個体群：

- ・直近10カ年における11月以降の許可捕獲数8頭
- ・狩猟禁止前10カ年における狩猟捕獲数平均7頭

計9頭

※直近10カ年とは、H27～R6までのことを指す。

(4) その他公益上の必要があると認められる目的による捕獲

クマの生息する地域で実施する広域有害鳥獣捕獲事業等において、事業遂行及び捕獲班員の安全を確保するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の許可に関する取り扱いは、別添4「ツキノワグマに対する捕獲許可（その他公益上必要）の取り扱いについて」のとおりとする。

(5) 捕獲個体の処分について

法第9条第1項による許可を受けて捕獲した個体を有効活用する場合は、自己利用に限ることとする。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

農業関係団体とも連携し、集落内外での誘引物の除去や冬場の農地管理について普及啓発を進めるとともに、人と野生動物との住み分けを促進するため、広葉樹植栽、強度間伐による自然植生の回復を図る。また、集落周辺の藪の刈り払いなどのバッファゾーン整備も実施する。

9 その他保護管理のために必要な事項

(1) 近隣府県との連携

兵庫県、大阪府、滋賀県、福井県、鳥取県、岡山県と定期的な情報交換を実施するなど、隣接府県との連携を進め、府県境を超えた広域的な地域個体群としての保護管理等を推進する。

① 丹波個体群：北近畿東部地域ツキノワグマ広域保護管理協議会

今後、3府県共同で個体数推定及び個体数管理を実施
(福井県、滋賀県、京都府)

② 丹後個体群：近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会

令和3年度に、個体群全体で共通した捕獲データを基にし

た推定生息数の算出、「近畿北部・東中国ツキノワグマ広域
保護管理指針」を策定
(兵庫県、鳥取県、岡山県、京都府)

(2) モニタリング

従来から実施している生息動態調査、捕獲等で得られる捕獲情報、被害情報
及び出没情報等の情報収集体制を整備することとして、継続したモニタリング
を実施する。

① 生息状況調査

- ア 捕獲情報調査：狩猟者等から回収したデータにより分布状況等を把握
捕獲個体から得られた歯による齢査定を実施
捕獲個体から得られた体毛による安定同位体分析を実施
- イ 生息密度調査：捕獲個体等の試料を用いて調査を実施
出没等情報及び誤捕獲等情報を解析する。
標識再捕獲法の代替法としての、カメラトラップ法の導
入について引き続き試行・検討する。
- ウ 生息数の推定：空間明示型標識再捕獲モデルを活用した階層ベイズ法に
より推定

② 被害調査

農林業被害が発生した全地域を対象に、被害農林家への聞き取りによる被
害調査を実施するとともに、被害対策の効果検証を行う。

③ 生息環境調査

出没状況や生息密度調査に活用するため、主要な食物資源であるブナ科堅
果類の結実調査を実施する。

(3) 普及啓発（被害対策指導）

クマの生態や被害対策指導等の普及啓発を進め、行政、警察、自治会、学校
の連携による人身被害の未然防止のための取組を推進する。

(4) 捕獲個体計測及び試料採取

捕獲個体の身長、体重等の計測作業や試料採取作業について、京都府職
員により適正・迅速に対応ができる体制を整備する。

ツキノワグマ出没対応マニュアル

京 都 府

1 目的

京都府のツキノワグマ（以下、クマという。）の生息数は、丹波個体群が約 650 頭、丹後個体群が約 990 頭と推定され、環境省発行の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）2010 年 3 月発行によれば、丹波は個体数水準 3 の危急地域個体群、丹後は個体数水準 4 の安定存続地域個体群にあたる。近隣県の個体数を合わせた北近畿西部（丹後）・東部（丹波）個体群はどちらも個体数水準 4 となっている。また、府内での分布域及び推定生息数は増加傾向にあり、京都府レッドリスト（令和 3 年度）に掲載され、絶滅寸前種から要注目種に区分が変更された。

一方、クマによる人身被害や農林業被害が府内各地で発生し、被害対策への強い要望があり、被害防止捕獲による捕獲を行ってきた。しかし、近年、クマが人家周辺など主要な生息地以外に出没する事例が多く、住民の安全確保を図るとともに、クマの個体群の維持も同時に考える必要がある。このため、人身被害のおそれからの必要以上の捕獲を避け、学習放獣による追い払いなど、状況に応じた適切な処置が必要とされる。

本マニュアルは、クマが原則として人家周辺等主要な生息地以外に出没した場合や、狩猟行為等による錯誤捕獲の場合の基本方針を定め、人との軋轢を減少させ、人とクマの共生を図ることを目的としている。なお、クマ剥ぎ被害及び果樹・養蜂被害については別途対応する。

2 出没に対する基本方針

人家周辺等の出没に対しては、出没を避けるための「予防的な措置」と、それを行っていても「クマが出没した場合の措置」の 2 つを分けて考える必要があり、特に前者の予防的な措置は基本的なものである。

3 予防措置

クマは学習能力が高く、一度生ゴミなどの味を覚えると、頻繁にゴミ捨て場などに現れるようになる。また、学習放獣後に再び戻ってくる可能性が高いため、残飯などの生ゴミなどを適正に管理し、クマが人間の居住地域周辺に誘引されないようにすることによって、クマと人の出会いを減少させる。

このため、次の事項について指導及び啓発する。

- (1) クマの出没する可能性のある地域では、ゴミの出し方に留意する。（例：頑丈で臭いが漏れないような構造のゴミ箱の設置、早急なゴミ収集体制の実施など。）
- (2) 集落内の柿の実等を求めてクマが出没しないよう、不要果実の除去、樹幹へのトタン巻きや電気柵の設置等を行う。
- (3) 野外活動時の山中でのゴミ放置を止める。
- (4) 水産廃棄物及び農畜産廃棄物の適正な処理を行う。
- (5) 家畜飼料管理を適正に行う。
- (6) 狩猟、有害鳥獣捕獲、事故（交通事故、防鹿ネット絡む等）による死亡個体等、

動物の死体を放置しない。

(7) 上記(1)～(6)の普及啓発のために広報活動を行う。

4 クマが出没した場合の措置

- (1) 住民等からクマ出没の通報を受けた部署は、別紙通報記録票により、通報者、目撃場所、目撃時刻、目撃個体の状況、負傷者の有無、遭遇時の状況、出没要因等の事項を聞き取り、京都府農林水産部農村振興課（以下、農村振興課という。）に連絡する。
- (2) 人家周辺などに出没し、人身被害が生じた場合、又は生じるおそれ強い場合（人身事故が生じるおそれ強い場合とは、①クマが人を追跡するなど攻撃的な行動をした場合、②クマが人家（廃屋・空家を除く。以下同じ。）や多数の人が出入りする建物に侵入した場合、③誘引物を除去し、電気柵を張るなど防除対策をしてもなお人家の敷地内に頻繁に出没し執着している場合のことをいう。以下同じ。）は、「緊急対応」、それ以外の場合は「一般対応」を行う。

5 緊急対応

人家周辺などに出没し、緊急対応を行う場合は、農村振興課、広域振興局等、市町村、警察署等関係機関が協議の上、捕獲許可等※に基づき捕獲又は殺処分等を行う。なお、通報を受けた部署は以下の対応を講じる。

- (1) 市町村は地元猟友会に状況を連絡して捕獲班を編成するとともに、捕獲許可申請を行うとともに、警察署と協力して付近住民にツキノワグマが出没したことを知らせ、注意を喚起する。
- (2) 広域振興局等は許可事務を進め、檻等による捕獲準備を行う。
- (3) 農村振興課、振興局等、市町村及び警察等による現場調査を行い、当該個体の行動を監視し、出没の可能性がある地域での立ち入り制限等の措置を講じる。
- (4) クマが人家に侵入しているなど、人身被害の危険な状態が現に差し迫っている場合は、広域振興局及び京都林務事務所（以下、振興局等という。）で対応についてすみやかに現場判断するものとする。なお、一旦危険な状態が回避されるなど、差し迫った場合を除いては農村振興課と協議の上判断し、必要に応じて現地調査の実施や専門家の意見を聞くものとする。

※警察官職務執行法第4条第1項の適用を含む

6 一般対応

クマが緊急対応に該当しないものの人家周辺等に頻繁に出没し、農林産物等に被害を与える場合は、次のとおりとする。

- (1) 人家及び学校などの公共施設周辺、観光地、学校の通学路等に出没した場合は、誘引物の除去及び出没の可能性に対する住民への注意喚起を行い、クマの隠れ場所となるような藪や草地がある場合は、刈り払い等の対策を検討する。また、誘引物の除去が困難な場合等は、電気柵等による防除を実施する。
- (2) 農林業被害（クマ剥ぎ被害を除く）がある場合は、誘引物除去、追い払い、電気柵等による防除等を実施する。
- (3) 適切な防除対策と併せて、被害防止捕獲可申請を行い、年度別実施計画に定め

る捕殺上限数の範囲内において、檻及び銃器による捕獲を可能とし、過去に捕獲履歴の無い捕獲個体であっても捕殺を可能とする。

被害防止捕獲のうち、人家、農地（果樹園を含む）等周辺でクマが出没し、人身被害及び生活環境被害のおそれがある場合は、予察捕獲による捕獲許可申請を行い、銃により捕獲することを可能とする。

7 予察捕獲

農村振興課、広域振興局等、市町村、警察署等関係機関が協力の上、以下の対応を講じる。

- (1) 許可対象者は、第一種銃猟免許を所持し原則として府の定める狩猟マイスター又は狩猟経験7年以上であること。また、予察捕獲を適正に管理するため、許可対象者数は市町ごとに10人程度までとする。
- (2) 許可期間は、第12次鳥獣保護管理事業計画書により、予察表の期間内（4～12月）で許可すること。
- (3) 許可区域は、第12次鳥獣保護管理事業計画書により、予察表の被害発生地域において、人家、農地（果樹園を含む）、公共施設（学校、公民館、社会福祉施設等）、通勤通学に利用する道路から概ね200mの範囲内とする。
- (4) 捕獲方法は銃器に限る。
- (5) 処理方法は埋設又は焼却もしくは有効利用（自己利用に限る）とする。

<予察捕獲>

被害等（生活環境被害及び生態系被害を含む。）のおそれがある場合に実施する予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害等・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

（京都府第13次鳥獣保護管理事業計画より抜粋）

8 追い払い作業

追い払いは、必要に応じて専門家のアドバイスを受けながら次により行う。

- (1) 通常の追い払いは、花火、爆竹等により実施する。
- (2) 追い払いには、ゴム弾、花火弾、動物用駆逐煙火（轟音玉等）を使用できる。
これらの使用に当たっては、法令上の取り扱いについて事前に確認し、以下の点に留意する。
 - ・ゴム弾、花火弾：第1種銃猟免許所持者が所定の研修等を受けて実施すること。
 - ・動物駆逐用煙火（轟音玉等）：煙火消費保安講習会を受講し、煙火保安消費手帳（動物駆逐用従事者手帳）の交付を受けて実施すること。

9 放獣作業

- (1) 放獣場所は、捕獲許可による捕獲の場合は、申請前に市町村が選定する。

- (2) 放獣作業は農村振興課が専門業者に委託し、わな設置者や猟友会、市町村等の関係者の協力を得て実施する。
- (3) 放獣個体は計測を行い、イヤータグやマイクロチップ等を装着する。
- (4) 放獣作業は危険が伴うため、捕獲許可を受けた銃器携行者を同行するなど十分な安全確保を行う。

10 専門家（学識経験者）チームの設置

農村振興課は専門家チームを設置し、出没対応、放獣作業等に関する事項について、助言又は協力を得ることとする。

11 その他

振興局等を単位に、休日及び夜間の連絡体制並びに関係者リストを整備する。

クマ剥ぎ被害対応マニュアル

京 都 府

京都府では、クマ剥ぎ被害は林業の生産意欲の減退や森林の荒廃等大きな問題となっているが、その被害発生機構や被害実態については研究が進められているものの未だ不明な点が多くある。

本マニュアルは、これまでの調査・研究の成果と防除体制の現状を踏まえた上で、ツキノワグマ（以下、クマという）の特定鳥獣保護管理計画の一環としてクマ剥ぎ被害への対応策をまとめたものである。

1 目的

京都府のクマ個体群の安定的維持を図りつつ、クマ剥ぎ被害の発生を効果的に減少させることを目的とする。

2 クマ剥ぎ被害とその対応策に関する基本認識

(1) クマ剥ぎ被害

クマ剥ぎとは、クマがスギやヒノキなどの樹皮を剥いで木部部分をかじることである。被害木の特徴として、剥がされた幹に垂直方向に平行な歯形が残り、剥がされた樹皮はシカによる樹皮剥ぎよりも比較的大きい傾向がある。樹液成分の濃度が高い時期を中心に、4～8月に発生しているが、クマ剥ぎ被害の時期、量、林分は、年によって変動している可能性がある。

1 シーズンの被害回数は、一つの林分で1回で終わることもあれば、何度も繰り返し被害を受ける場合がある。

被害齢級は、胸高直径が5 cmを越える程度になると見られ始め、3 齢級から8 齢級くらいの林分に集中して発生し、それ以上の齢級になると散発して発生する傾向が報告されている。ただし、被害を受ける可能性のある林分全てが被害を受けるわけではなく、被害を全く受けない林分もある。

府内において被害が激しい地域は、丹波個体群内の一部地域に限られている。

(2) クマ剥ぎ被害対応策

費用対効果の面から推奨される方法は、造林木の地際から荷造り用テープをらせん状に巻き付ける方法（以下、テープ巻き防除という。）がある。テープが劣化すると巻き直しが必要なため、耐久性の高い資材が用いられることもあるが、一方で耐久性が高いと木部への食い込みや資材の回収等の問題もあることから、生分解性のテープも開発されており、現場のニーズに合わせて使い分けることが必要である。いずれにしても、広い林分を対象に実施し続けることは現実的には困難であり、新しい被害防止方法の開発が必要である。

捕獲には、一般的に密度を下げる密度管理と加害個体を除去する有害鳥獣捕獲とがある。密度管理の実施は、被害がクマの密度とともに変化することが前提となるが、クマ剥ぎ被害がこれにあたるかは不明である。

しかし、捕獲を継続してきているにもかかわらず被害が収まっていないことから、密度管理による被害軽減効果は不十分と思われる。

一方、一般的にクマの行動には個体差がみられるため、クマ剥ぎを覚えた個体が繰り返しクマ剥ぎを行っている可能性を考慮すると、クマ剥ぎ被害防除のための捕獲は、加害個体を除去する方が被害軽減効果が高いと考えられる。

3 クマ剥ぎ被害対応策の基本方針

- (1) 被害対応策は、テープ巻き防除などの有効な被害防止方法の推進を優先する。
- (2) 被害対応策は、その効果をできるだけ高めるため、2、3年以内に樹皮を剥がれた新しい被害が確認されている林分（以下、「現被害林分」という。）及びその周辺林分で実施する。
- (3) 現被害林分のうち、被害防止方法としてのテープ巻き防除を早急かつ十分に行うことが困難な場合には、当該年度の年度別実施計画で設定されている年間捕殺上限数の範囲で捕獲を実施する。

4 クマ剥ぎ被害対応策の実施

以下の点に注意し、効率的な防除を実施する。

- (1) 限られた防除量で効果的に被害防止を行うために、現被害林分及びその周辺の林分を防除対象林分とする。
- (2) 被害防止策の実施に当たっては、実施可能な防除量、防除対象林分、地域の事情などを勘案して、被害軽減効果を高められるよう計画的に実施する。
- (3) 現在、被害防止効果の実績が高く、簡易性の面で優れた方法はテープ巻き防除であり、各種事業のテープ巻き防除を積極的に推進する。
- (4) テープ巻き防除以外で高い被害防止効果と継続性の期待できる防止方法の開発、導入を推進する。

5 クマ剥ぎ被害対応策としての捕獲

被害防止捕獲により、以下により適切な捕獲を行う。

- (1) 捕獲可能場所は、現被害林分及びその周辺林分のみとする。
- (2) 捕獲可能期間は、クマ剥ぎ発生のおそれのある5月1日から7月31日までが望ましいが、被害確認の遅れや檻の設置作業期間等を考慮して、当面は5月1日から8月31日までとする。
- (3) 市町村は捕獲等申請にかかる確認票を作成し、府（広域振興局等）へ提出する。府は、年間捕殺上限数、捕獲可能期間等を検討し、捕獲檻の設置場所と管理者及び設置者、又は銃器による捕獲者を特定した上で許可をする。
- (4) 現被害林分及びその周辺では、捕獲可能期間前に捕獲檻を搬入することができる。
- (5) 捕獲個体については、原則として殺処分とする。
- (6) 捕獲檻の管理者等は、捕獲許可期間外は、捕獲檻の入り口を閉じて鍵をかけたり、蓋を持ち帰るなどして、不特定者が勝手に檻を使用できないよう適切に管理する。
- (7) 捕獲許可を受けた申請者は、捕獲個体の有無にかかわらず当該年度の被害状況について許可証返納時に報告する。

クマ剥ぎ被害防止捕獲等申請に係る確認調査票

被 害 者		住 所	
		氏 名	
被害地	地 名 面 積・樹 種 林 齢・平均直径		
調 査 員		所 属	
		氏 名	印
調 査 年 月 日		年 月 日	
調 査 地			
被 害 の 状 況 被 害 林 分 の 面 積 被害林分での全被害率 枯 死 木 本 数 など			
激 害 部 分 の 被 害 状 況	面積(概数) 総 本 数 全被害本数 新被害木本数		
備 考			

- 注 1 調査員は、原則として鳥獣保護行政担当職員とする。
- 2 被害地の写真を添付すること。
- 3 激害部分の被害状況は、ある程度被害がまとまって受けている区域について記入する。
- 4 本様式は捕獲許可に添付する「鳥獣被害防止捕獲申請にかかる調査書」に代えることができる。

ツキノワグマ被害(果樹・養蜂)対応マニュアル

京 都 府

果樹被害や養蜂被害は、平成 16 年度以降、ツキノワグマ（以下、クマという。）の大量出没年に増加してきた。平成 25 年度～令和元年度はほぼ毎年出没件数が 1,000 件を超え（平成 29 年度は除く）、出没が多い状況にあることから、防除対策をとっているにも関わらず果樹被害や養蜂被害が発生しており、地域の産業への大きな打撃となっている。第 1 次の保護管理計画では、このような事態を想定しておらず、明確な対応策が盛り込まれていなかった。本マニュアルは、その現状を踏まえて、クマの第一種特定鳥獣保護計画を補完するために、対応策についてまとめたものである。

ただし、被害対策としての捕獲の実施については、生産を目的として経営されている果樹園、養蜂場を本マニュアルの対象とすることとし、自家消費を目的とするものや趣味としての果樹栽培・養蜂に関しては、ツキノワグマ出没対応マニュアルにより対応する。両者を分けるのは、前者は、規模が大きいため誘引効果が高いと考えられること及び経済的被害が大きいことによる。

1 目的

京都府に置いて安定的なクマ個体群の維持を図りつつ、クマによる果樹産業及び養蜂産業に対する被害を減少させること、特に集中的な激甚被害の発生を抑えることを目的とする。

2 果樹・養蜂に対する被害とその対応策に関する基本認識

クマによる果樹被害は、果樹（モモ、ブドウ、ナシ、クリ、カキ等）の食害だけにとどまらず、その枝を折って将来の生産量の減少を招く等の被害も含まれる。被害時期はその収穫期とほぼ重なり、毎年のように被害を受ける場所も見られる。

一方、クマによる養蜂被害には、蜜を食べられることだけでなく、巣箱を破壊されてその後の生産量の減少を招く等の被害も含まれる。春先から秋に養蜂を終えるまで被害に遭う可能性がある。養蜂がクマを誘引する恐れもあるため、地域の人々に配慮して人里から離れた場所となったり、蜜源となる花のある場所に合わせて山間地となったりして、被害に遭いやすい場所にせざるを得ない場合もある。クマは、蜂蜜に対する執着が強いので大きな被害になりやすい。また、温室内での受粉のために府内で飼育されている蜂が用いられており、春先の養蜂被害は、養蜂家のみならず地域の農業へも大きな影響を及ぼす。

クマによる果樹被害、養蜂被害ともに、現在、最も効果的な防除対策は電気柵の設置である。そのため、すでに電気柵による自衛を行っている農家も多い。平地では電気柵が本来の効果を発揮することが多いが、山間地では地形的に設置が困難な場所もあり電気柵が期待されるほどの効果を発揮しない場合も見られる。電気柵などの防除対策を実施しているにもかかわらず、被害が発生した場合には、被害防止捕獲も実施されている。

3 果樹・養蜂被害対応の基本方針

防除対策として効果的な電気柵の設置などが行われ、かつそれらの対策が効果を発揮するように維持管理されている果樹園・養蜂場に限り、被害が発生、あるいは発生する可能性が高い場合に、速やか、かつ適切に捕獲を実施する。

4 果樹・養蜂被害防除の実施

以下の点に注意して効果的な防除を実施する。

- (1) クマ対策として効果が確認されている電気柵を適切に設置する。特に、周囲の木を伝い侵入されないように、その恐れのある木や枝の除去や、その木ごと電気柵で囲うなどする。
- (2) クマが身を隠す場所をなくすことで果樹園や養蜂場に近づきにくくすることが防除効果を高めるので、電気柵の近くだけでなく、周辺の下草や藪も、可能な限り刈り払いを行う。
- (3) 電気柵は、クマに侵入することを学習されてしまうと効果が極めて低くなる可能性があるので、電気柵周辺の刈り払いや電圧の確認など、定期的なメンテナンスに努める。
- (4) 侵入の可能性が高い地域では、電気柵を二重に張るなど効果的な対策を検討する。
- (5) 被害の発生する恐れが高い場合には、頻繁に見回りして、早期に被害が発見できるように努める。
- (6) 廃棄した果実が誘引物とならないように、埋設や園外への搬出等適切に処理する。山間地の果樹園でそれらの処理が困難な場合は、廃棄場所を電気柵で囲うなどクマが容易に近づけないように努める。
- (7) 放棄果樹園は、その果樹が誘引物となって被害を拡大する恐れがあるので、市町村や府と協力し、果樹を伐採するなどの対策を速やかに講じるように努める。

5 被害対策としての捕獲の実施

以下の点に注意し、被害防止捕獲により、以下により適切な捕獲を行う。

- (1) 毎年のように被害が発生している果樹園・養蜂場や、防除を行っているにもかかわらず被害にあったことがある果樹園・養蜂場では、事前に捕獲檻を用意することができる。
- (2) 捕獲可能な場所は、原則として当該果樹園・養蜂場の周囲のみとする。捕獲可能な期間は被害時期に限定し、なし等果樹（もも以外）及び養蜂は8～11月の間、ももは6～8月の間（当該果樹園・養蜂場に現に収穫物がある場合に限る。）とする。ただし、春の養蜂被害は大きな損失をもたらすため、特に府が必要と認めた場合に限り、被害発生前の4～5月の間も被害防止捕獲を許可する。
- (3) 市町村は捕獲等申請にかかる確認票を作成し、府（広域振興局等）へ提出する。府は、捕殺上限数、捕獲可能な期間等を検討し、捕獲檻の設置場所と管理者及び設置者、又は銃器による捕獲者を特定した上で許可をする。
- (4) 市町村で、捕獲檻の設置場所及び管理者を把握する。
- (5) 捕獲個体については、原則として殺処分とする。
- (6) 果実や巣箱が数多く残っている場合、被害防止捕獲許可による捕獲後にも他の

個体による被害が懸念されるため、被害防止捕獲を継続することができる。

- (7) 捕獲檻の管理者等は、捕獲許可期間外は捕獲檻の入り口を閉じて鍵をかけたり、蓋を持ち帰るなどして、不特定者が勝手に檻を設置できないように管理する。
- (8) 捕獲許可を受けた申請者は、捕獲個体の有無にかかわらず当該年度の被害状況について許可証返納時に報告する。

ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）防止捕獲等申請に係る確認調査票

被 害 者	住 所	
	氏 名	
被害地	場 所	
	被 害 物	果 樹 （ ） 養 蜂
調 査 員	所 属	
	氏 名	印
調 査 年 月 日		年 月 日
調 査 地		
被 害 の 状 況 被 害 地 の 面 積 被 害 量 他		
備 考		

- 注 1 調査員は、原則として鳥獣保護行政担当職員とする。
- 2 被害地の写真を添付すること。
- 3 本様式は捕獲許可に添付する「鳥獣被害防止捕獲申請にかかる調査書」に代えることができる。

別添 4

ツキノワグマに対する捕獲許可（その他公益上必要）の取扱いについて

シカ、イノシシの広域有害鳥獣捕獲活動中に捕獲班員にクマが近寄ってきたため、刑法第 37 条第 1 項の規定による緊急避難の措置により猟銃を使用して射殺したことについて、その行為が緊急避難に当たるかの判断に対し当該捕獲班員の責任が問われる事案が発生しました。

このような事例に対処するため、クマの生息する地域で実施する広域有害鳥獣捕獲事業等にあつては、あらかじめ鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の規定による許可を行うこととし、事業遂行及び捕獲班員の安全を確保する目的から、鳥獣の捕獲等許可に関する事項について、以下のとおり取り扱うこととします。

記

1 第 9 条第 1 項（環境省令で定める目的）

(1) 概要

鳥獣の保護、管理又は公益上に資すると認められる目的等として、鳥獣の捕獲等の許可を受けて捕獲等することが可能とする規定である。

(2) 考え方

地方公共団体が実施するシカやイノシシの有害鳥獣捕獲事業については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止など公益上に資する事業であると考えられる。

(3) 捕獲許可の目的

その他公益上必要（人身等の安全確保）

(4) 取扱い

捕獲許可に当たっては、有害鳥獣捕獲事業の遂行上必要な措置であり、併せて捕獲班員の安全確保を図ることから、以下の要件を満たす場合に限り、当該捕獲を許可できるものとする。

ただし、捕獲作業実施区域及び周辺地域において、当日又は前日にクマの出没情報があつた場合は、実施区域等の変更又は捕獲作業の中止について検討すること。

- ① シカ・イノシシなどの被害防止捕獲許可に基づき実施する捕獲作業であること。
- ② クマの生息情報がある地域であること。
- ③ 巻き狩り等による一定の区域を囲い込むような猟法であり、多数の捕獲班員が出動していること。

- ④ 許可期間は1日とし、許可頭数は総数で2頭までとすること。
- ⑤ 捕獲個体の処分は「埋設又は焼却もしくは有効利用（自己利用に限る）」とすること。
- ⑥ 許可の条件として「本人又は共猟者等の安全を確保する場合に限る」を附すること。
- ⑦ 現場検証及び捕獲個体の記録等を実施すること。

2 錯誤捕獲

クマがシカやイノシシのわな等に誤って捕獲された場合に、放獣作業の遂行上、及び放獣作業者の安全確保を図るため、銃猟者の出動を要請する場合にあっては、以下の要件を満たす場合に限り、当該捕獲を許可できるものとする。

- ① 錯誤捕獲時に出動を依頼する銃猟者を事前に定めること。
- ② 上記の者に対しては、許可期間として1年以内、総数で1頭のクマの捕獲を許可すること。
- ③ 出動を依頼する銃猟者は、当該捕獲許可とは別に、シカやイノシシ等の有効な被害防止捕獲許可証を受けていること。
- ④ 許可の条件として「錯誤捕獲時における放獣作業者等の安全を確保する場合に限る」を附すること。

3 その他

通常有害鳥獣捕獲事業であってもクマとの遭遇による発砲や射殺事案が発生する恐れがあるが、緊急避難の措置として警察当局へ報告するとともに、事業実施主体及び発砲者に対しては、現場検証等について実施又は協力するよう指導すること。